

いじめ防止委員会設置要綱

東広島市立東西条小学校

1 設置の趣旨

「いじめ防止対策推進法」第4章 第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）により設置する。

第二十二條 学校は、当該学校にけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉、等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

2 名称と位置づけ

「いじめ防止委員会」校務運営規定第7条第2項における各種委員会に位置づける。

3 構成員

・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主事 ・副生徒指導主事
・養護教諭 ・メンタルアドバイザー

4 取組み

- ① いじめの未然防止の取組みに関すること
- ② いじめアンケートなど状況把握、分析に関すること
- ③ いじめ発覚、生起後の加害、被害の児童、保護者への対応支援に関すること
- ④ 専門機関との連携に関すること
- ⑤ 校内研修の企画、運営
- ⑥ 相談窓口の運営について
- ⑦ その他

5 委員会の開催と取組

- ① 定例会 2か月に1回程度（第3水曜日 16：00～）
- ② 臨時会 校長の招集により臨時に開催する

<定例会>

月	取組内容	備考
5月	いじめ防止方針の策定、年間計画	
6月	いじめアンケート児童・保護者の実施、整理、分析	アンケート
9月	相談窓口の周知と運営。休業明けの児童の状況	
11月	いじめアンケート児童・保護者の実施、整理、分析	アンケート
1月	いじめに関する研修企画。	
2月	いじめアンケート児童・保護者の実施、整理、分析	アンケート

※ すべての委員会の中で児童の状況について協議する

6 その他

- ① 「いじめ防止委員会」の設置について、HP、学校だよりにより公開する。
- ② いじめ発覚確認後には、特別対策チームを発足させる。